

本庄市告示第229号

令和8年4月27日付け本庄市告示第166号により告示した本庄農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する第11条第1項の規定により公告し、変更理由書を添えて当該農業振興地域整備計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、本庄市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のあるときは、縦覧期間中に本庄市に対し意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に本庄市にこれを申し出ることができる。

令和 8年 7月 15日

本庄市長 吉 田 信 解



1 本庄農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間

令和8年7月15日（水）から令和8年8月14日（金）まで

（ただし、本庄市の休日を定める条例（平成18年本庄市条例第2号）に規定する本市の休日を除く。）

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3 本庄農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧場所

本庄市経済環境部農政課（本庄市役所4階）